第2 個人情報保護制度

1 個人情報取扱事務の登録状況

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索することができるように個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。平成17年度末の個人情報取扱事務の登録件数は、1、183件でした。なお、個人情報取扱事務の登録簿は、県政情報センター及び当該事務を所管する各所属に備え置いて一般の閲覧に供しています。

平成17年度個人情報取扱事務の登録件数

(平成17年度末)

		事	務区分	及び件	数
実施機関	事務登録総数	全庁共通事務	出先機関共通 事 務	所属固	有事務
				本 庁	出先機関
知 事	1,020	2 8	248	655	8 9
総 務 部	112	1 5	1 4	60	2 3
企 画 部	3 9	1	0	2 8	1 0
環境生活部	8 2	2	9	6 8	3
保健福祉部	338	1	9 1	212	3 4
商工観光労働部	6 6	1	6	50	9
農政部	130	1	4 1	7 9	9
林務水産部	7 4	1	20	5 2	1
土木部	169	4	6 7	9 8	0
危機管理局	0	0	0	0	0
出 納 室	1 0	2	0	8	0
議 会	7	2	0	5	0
教 育 委 員 会	128	1 3	4 2	6 8	5
選挙管理委員会	1 8	0	0	1 8	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	4	1	0	3	0
労 働 委 員 会	3	0	0	3	0
収 用 委 員 会	3	0	0	3	0
梅区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
合 計	1, 183	4 4	290	755	9 4

- 注1 「全庁共通事務」とは、本庁の課(室)と出先機関において共通の内容で実施している個人情報取扱事務を示します。(現にすべての所属では実施していないが、特定又は複数の部局で実施しているものもこの区分に該当します。)
 - 2 「出先機関共通事務」とは、出先機関が実施している個人情報取扱事務であって、複数の出先機関において共通の内容で実施しているものを示します。 3 「所属固有事務」とは、全庁共通事務又は出先機関共通事務のいずれにも該
 - 3 「所属固有事務」とは、全庁共通事務又は出先機関共通事務のいずれにも該当しない個人情報取扱事務であって、本庁の1課(室)又は1出先機関のみで実施しているものを示します